

令和6年6月6日修正

入札説明書「4 入札に参加する者に必要な資格の確認（1）」上から3行目の「アからエまでに掲げる書類等」を「アからウまでに掲げる書類等」に修正

令和6年6月12日（水）午後3時 説明会配布

WTO

令和6年5月31日付け公告第97号

教育庁要求

ターニングセンタ 1式

入札説明書

〔物品調達契約〕

福島県出納局入札用度課

入札説明書

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 ターニングセンタ 1式
- (2) 調達物品の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所 福島県立白河実業高等学校

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、下記の5の(1)に示す場所に、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出して資格を得ること。ただし、申請時期によっては、資格審査が終了できない場合があるので注意すること。

- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。
- (4) 本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次のアからウまでに掲げる書類等を添付し、**令和6年6月24日（月）午後5時までに**下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分

に注意すること。

ア 公告に示した納入期限内に、物品を必ず納入できることを明らかにした元売りの証明書（参考様式 1 その 1）。製造業者自ら参加する場合は納品確約書（参考様式 1 その 2）。

イ 納入物品の仕様書（参考様式 2）

(ア) 納入物品の内容が網羅されているものであること。

(イ) 納入物品の外観及び基本構造がわかる図面等が添付されていること。

(ウ) 納入物品のメーカー名及び規格等が明示されていること。

(エ) 納入物品のカタログ又は写真等が添付されていること。

ウ 納入実績調書（参考様式 3）

本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品に関する過去 2 年間の納入実績（民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。）

(2) 入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式 3）を **令和 6 年 6 月 2 4 日（月）午後 5 時まで**に下記 5 の(1)に示す場所に提出すること。

なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

また、納入実績による免除申請者は、上記 4 の(1)ウに財務規則第 249 条第 1 項第 2 号（別記 1）に該当する実績を記載すること。

5 入札書の提出期限等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県出納局入札用度課
電話 024-521-7413 F A X 024-521-7962

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和 6 年 6 月 1 2 日（水） 午後 3 時 福島県出納局入札用度課入札室(西庁舎 3 階)

(3) 資格確認申請書及び入札保証金納付免除申請書の提出期限及び提出場所

令和 6 年 6 月 2 4 日（月） 午後 5 時 福島県出納局入札用度課(西庁舎 3 階)

なお、郵送による提出を可とする。

(4) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

ア 持参する場合

令和 6 年 7 月 1 2 日（金） 下記 5 の(5)にある開札時刻

福島県出納局入札用度課入札室(西庁舎 3 階)

イ 郵送による場合

令和 6 年 7 月 1 1 日（木） 午後 5 時 福島県出納局入札用度課

(5) 開札の日時及び場所

令和 6 年 7 月 1 2 日（金） 午後 1 時 3 0 分から

福島県出納局入札用度課入札室において開札する。

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式 4）に必要とする事項を記載し、上記 5 に指定する日時及び場所へ提出すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）又はその写し

イ 委任状（様式 5） ※代理人が出席し、入札する場合

- (3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、**入札書**を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ [7月12日開札「件名：ターニングセンタ 1式」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もることとする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。**

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記載をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）又は福島県が発行する納入通知書で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条及び第 253 条に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 の (5) で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記 6 の (2) で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、出納局担当者から指示があつた場合、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
- (4) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

- (6) 初回入札が無効（ただし、下記12の(5)～(7)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (7) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものととする。
- (8) 開札に立ち会う場合に持参する物
 - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがあります。）
 - イ 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）又はその写し
 - ウ 委任状（様式5）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
 - エ 予備の入札書用紙（様式4）及び見積書用紙（様式6）

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式7）により令和6年6月17日（月）午後5時までに関係職員に説明を求めることができる。

県は、物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式8）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送により入札書を提出する入札者は、指定の方法により、指定の日時及び場所へ確実に到達するよう提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、

引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）

で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 2）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記 (1) に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記 3 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

17 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

18 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

19 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

20 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

21 当該調達契約に関する事務を担当する課 上記 5 の (1) と同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約締結しているとき。
 - (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
 - (3)、(4) (略)
- 2 (略)

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
 - (7) から (11) まで (略)
 - (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - (13) から (18) まで (略)
- 2 (略)

金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている

と認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置

命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（苦情検討委員会からの要請等）

第 16 条 甲は、福島県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の要請を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出された時は、契約を破棄することができる。（契約外の事項）

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 18 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
氏 名 福 島 県 印
代表者 福島県知事 内 堀 雅 雄

乙 住 所
氏 名

仕様書

- 1 品名及び数量 ターニングセンタ 1式
- 2 納入場所 福島県立白河実業高等学校 NC・MC実習室（福島県白河市瀬戸原6-1）
- 3 納入期限 令和7年3月31日

4 規格等

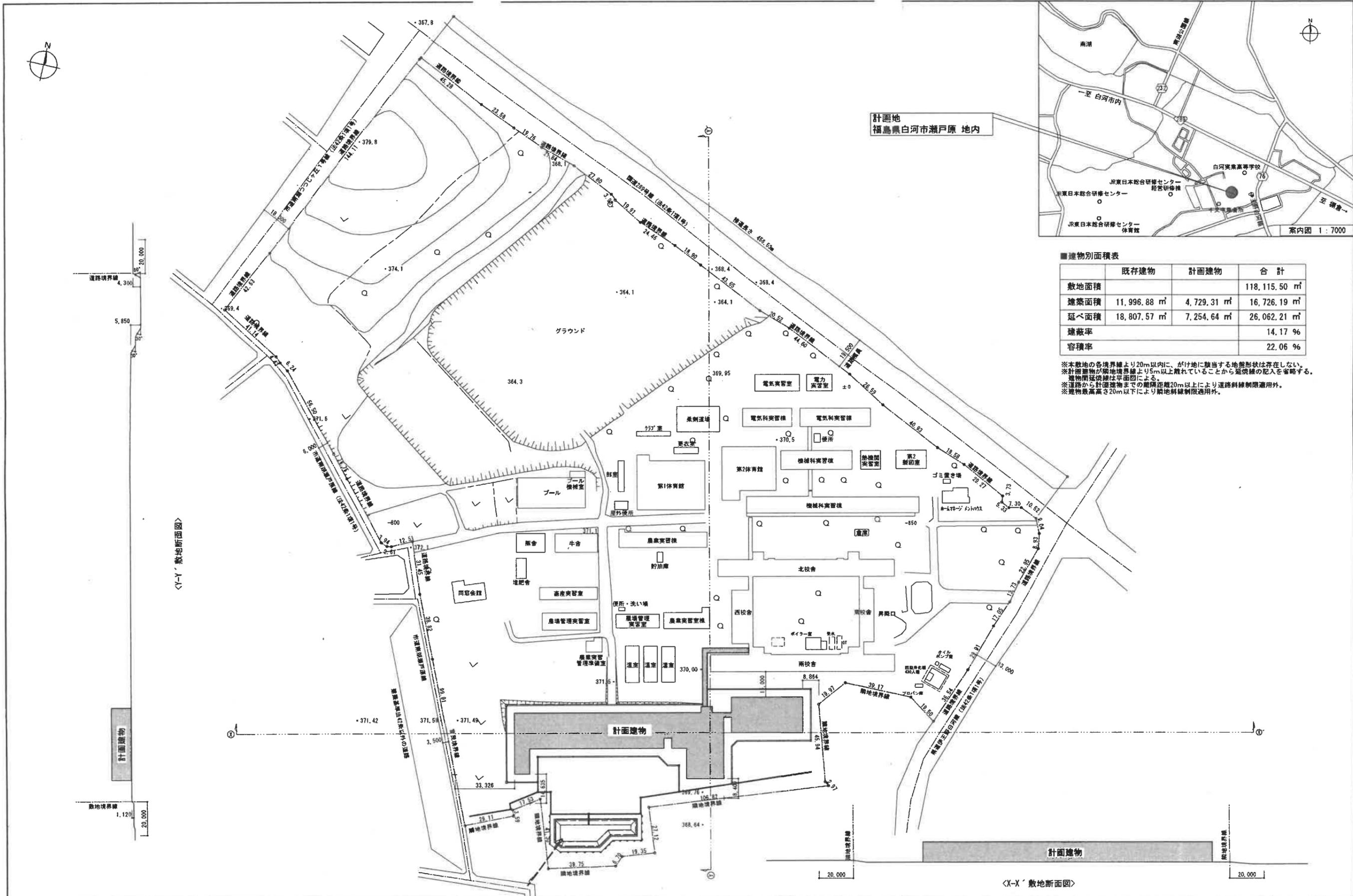
仕様項目	内容	数量
ターニングセンタ		
1 ターニングセンタ		1式
1-1 概要	Y軸及びミーリング機能を有していること	
1-2 障害対策等	東北地区にメーカーサービス拠点又はトレーニング施設を有していること	
<能力>		
1-3 振り	600mm以上であること	
1-4 最大加工径	350mm以上であること	
1-5 標準加工径	250mm以上であること	
1-6 最大加工長さ	500mm以上であること	
1-7 棒材作業能力	φ60mm以上であること	
<移動量>		
1-8 X軸移動量	200mm以上であること	
1-9 Z軸移動量	550mm以上であること	
1-10 Y軸移動量	100mm以上であること	
<主軸>		
1-11 主軸最大回転速度	5,000min ⁻¹ 以上であること	
1-12 主軸端	JIS A2-6であること	
1-13 主軸貫通穴径	70mm以上であること	
<刃物台>		
1-14 形式	ホルト締めであること	
1-15 取付本数	12本以上であること	
1-16 角バイトのシャンク部の高さ	25mm以上であること	
1-17 ホーリングバーのシャンク径	40mm以上であること	
1-18 刃物台回転時間	0.25秒以内であること	
1-19 回転工具主軸最大回転速度	5,000min ⁻¹ 以上であること	
1-20 主軸及び回転工具主軸電動機方式	どちらもビルトインモータ方式であること	
<送り速度>		
1-21 X軸移動量	30m/min以上であること	
1-22 Z軸移動量	30m/min以上であること	
1-23 Y軸移動量	10m/min以上であること	
1-24 C軸移動量	400min ⁻¹ 以上であること	
<心押台>		
1-25 移動量	550mm以上であること	
1-26 テーパー穴の型式	MT No.4以上であること	
<制御装置>		
1-27 同時制御軸数	4軸以上であること	
1-28 画面サイズ・方式	19インチ以上のタッチパネル方式であること	
1-29 機能	対話形式にも対応していること	
<電動機>		
1-30 主軸用電動機	15kW以上であること	
1-31 回転工具主軸用電動機	5.5kW以上であること	
1-32 所要動力源	30kVA以下であること	
<機械の大きさ>		
1-33 高さ	2,200mm以下であること	
1-34 幅×奥行	2,900×2,100mm以下であること	
1-35 機械質量	5,500kg以下であること	

付属品等	下記付属品等を用意すること 注1・下記付属品が標準付属品として含まれる場合は除くものとする 注2・同等かもしくはそれ以上で用意すること	
	①8吋中空チャック(BR08 φ65mm以上) ※主軸に取り付ける為に必要な部材等も用意すること	
	②回転センタ(MT4またはMT-5)	
	③クーラントガン	
	④ミストコレクタ	
	⑤オイルスキマ	
	⑥ツールブリセッタ	
	⑦シグナルライト(3段以上)	
	⑧漏電ブレーカ	
	<ホルダ等>	
	下記のホルダ等を用意すること(標準付属との合計個数でも可とする)	
	⑨・外径用バイトホルダ(□25)	6個
	⑩・端面用バイトホルダ(□25)	2個
	⑪・ホーリングバーホルダ(φ40)	6個
	⑫・突切り用バイトホルダ(□25)	2個
	⑬・ホーリングバースリーブまたはソケット(φ8)	2個
	⑭・ホーリングバースリーブまたはソケット(φ10)	2個
	⑮・ホーリングバースリーブまたはソケット(φ12)	2個
	⑯・ホーリングバースリーブまたはソケット(φ16)	2個
	⑰・ホーリングバースリーブまたはソケット(φ20)	2個
	⑱・ホーリングバースリーブまたはソケット(φ25)	2個
	⑲・ホーリングバースリーブまたはソケット(φ32)	2個
	⑳・ドリルソケット(MT.1)	1個
	㉑・ドリルソケット(MT.2)	1個
	㉒・ドリルソケット(MT.3)	1個
	㉓・スロアウェイトドリルソケットまたはUDドリルソケット(φ16)	1個
	㉔・スロアウェイトドリルソケットまたはUDドリルソケット(φ20)	1個
	㉕・スロアウェイトドリルソケットまたはUDドリルソケット(φ25)	1個
	㉖・スロアウェイトドリルソケットまたはUDドリルソケット(φ32)	1個
	㉗・外径用回転工具ホルダまたはV型ミルホルダ	2個
	㉘・端面用回転工具ホルダまたはH型ミルホルダ	3個
㉙生爪	10個	
㉚硬爪	1個	
㉛切削油(水溶性)、潤滑油(必要数)	1式	
刃物等(別紙の通り)		
・応札機器は必ず本仕様を満たすこと。また、選定した機器等が標準構成で仕様を満たさない場合は、オプション等により構成をし記載仕様を満たすこと。		
2 空気圧縮機		1式
2-1 本体形式	パッケージ型でオイルフリータイプであること	
2-2 エアードライヤー	内蔵されていること	
2-3 最高圧力	0.8MPa以上であること	
2-4 電動機容量	2.2kW以上であること	
2-5 空気吐き出し容量	240L/min以上であること	
2-6 電源電力	3φ200Vであること	
2-7 その他	下記のエアータンクと接続を行いエアガン等も備えること	
3 エアータンク		1式
3-1 本体形式	立型であること	
3-2 タンク容量	100L以上であること	
3-3 高さmm	1,400mm以下であること	
3-4 重量kg	80kg以下であること	
3-5 その他	アンカー施工を行うこと	

4 CAMソフトウェア		11式
機能等	学校既存3次元CAMソフトウェア×11式(松浦機械製作所製 Gibbs CAM)のライセンスのバージョンアップを行い同時5軸加工モジュールを1式追加すること。	
	既存CAMソフトウェアにて作成されたデータに関しては現行のバージョンにて動作をするようにすること	
	今回、導入予定のターニングセンタのポストを作成すること	
その他		
動作確認及び調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員と打ち合わせの上、二次側電気工事、搬入・据付及び調整等を行うこと ※養生等が必要な場合は受注者の負担とするものとする ※搬入及び設置のために一時的に既存設備の取り外しが必要な場合は、搬入完了後に復旧を行うこと ※設置に伴い各種工程表を作成し担当職員へ提出し確認を得ること ※CAMソフトウェアの取扱講習を行うこと 	

刃物類内訳書

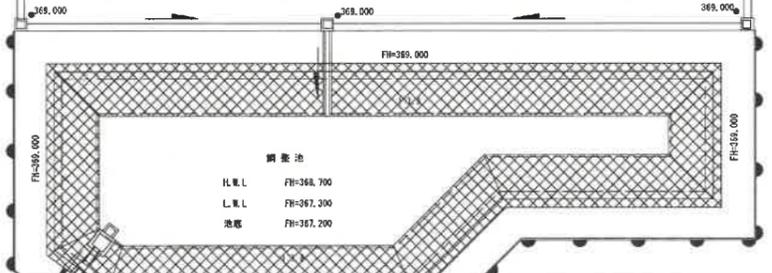
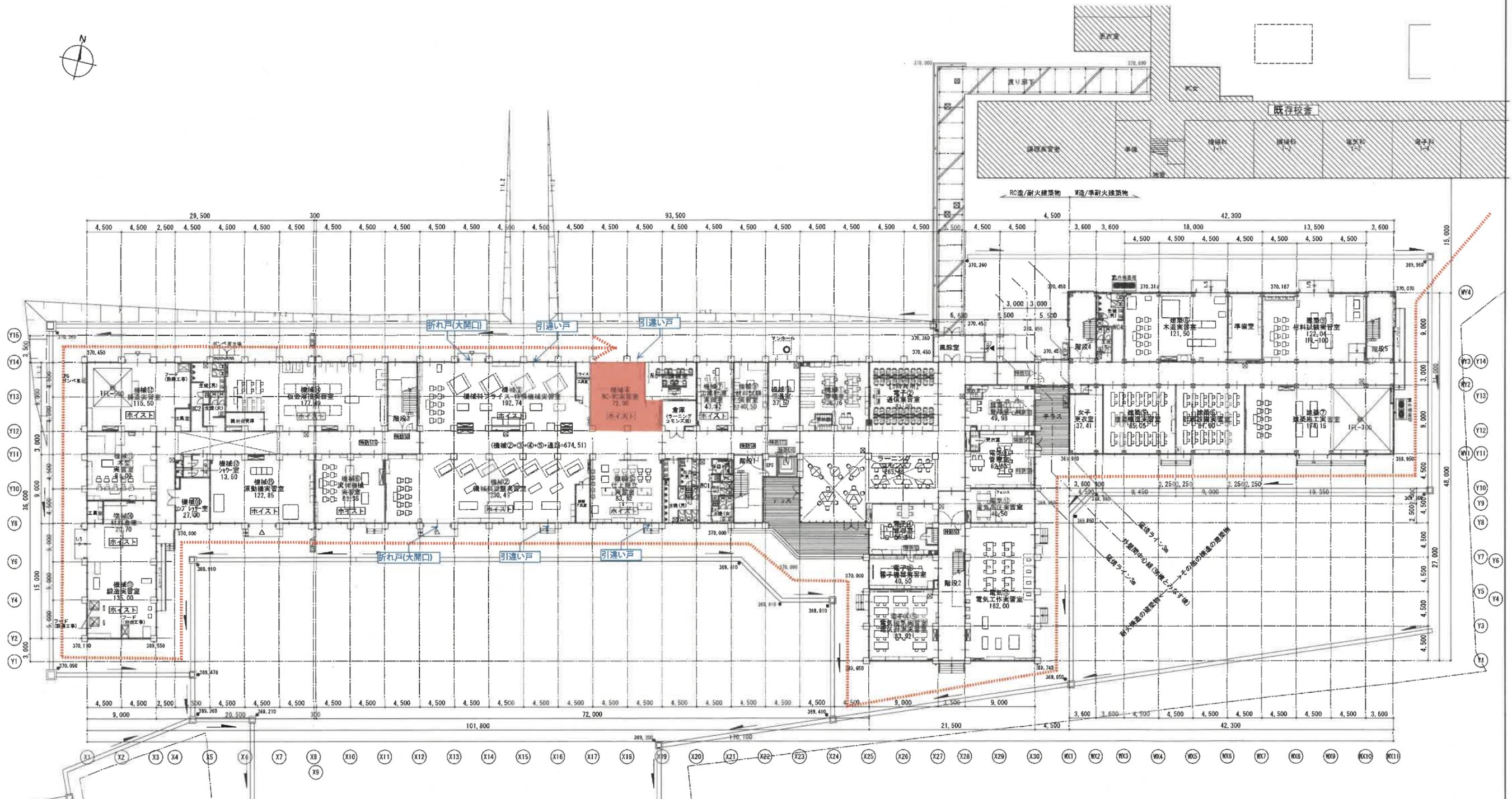
No.	品名	メーカー名	商品及び型式	数量
1	外径削り用バイト(粗)	三菱製	DWLNLR2525M08同等品以上	4
2	外径削り用チップ(粗)	"	WNMG080408-MP MC6025同等品以上	40
3	外径削り用バイト(仕上)	"	DWLNLR2525M08同等品以上	2
4	外径削り用チップ(仕上)	"	WNMG080404-FH NX2525同等品以上	20
5	外形倣い用バイト	"	DDJNR2525M15同等品以上	2
6	外形倣い用チップ	"	DNMG150404-FP NX2525同等品以上	20
7	内径加工ホーリングバー φ10	"	FSTUP1210R-09S同等品以上	2
8	ホーリングバー用チップ	"	TPGH090202R-FS VP15TF同等品以上	20
9	内径加工ホーリングバー φ16	"	FSTUP1816R-11S同等品以上	2
10	ホーリングバー用チップ	"	TPGH110302R-FS VP15TF同等品以上	20
11	内径加工ホーリングバー φ25	"	FSTUP3225R-16S同等品以上	2
12	ホーリングバー用チップ	"	TPGH160304R-FS VP15TF同等品以上	20
13	外径ねじ切り用バイト	"	MMTER2525M16-C同等品以上	2
14	外径ねじ切り用チップ ピッチ0.5	"	MMT16ER050ISO VP10MF同等品以上	10
15	外径ねじ切り用チップ ピッチ1.0	"	MMT16ER100ISO VP15TF同等品以上	10
16	外径ねじ切り用チップ ピッチ1.5	"	MMT16ER150ISO VP15TF同等品以上	10
17	外径ねじ切り用チップ ピッチ2.0	"	MMT16ER200ISO VP15TF同等品以上	10
18	外径ねじ切り用チップ ピッチ2.5	"	MMT16ER250ISO VP15TF同等品以上	10
19	外径ねじ切り用チップ ピッチ3.0	"	MMT16ER300ISO VP15TF同等品以上	10
20	内径ねじ切り用バイト	"	MMTIR1916AM16-SP15同等品以上	2
21	内径ねじ切り用チップ ピッチ0.5	"	MMT16IR050ISO VP10MF同等品以上	10
22	内径ねじ切り用チップ ピッチ1.0	"	MMT16IR100ISO VP15TF同等品以上	10
23	内径ねじ切り用チップ ピッチ1.5	"	MMT16IR150ISO VP15TF同等品以上	10
24	内径ねじ切り用チップ ピッチ2.0	"	MMT16IR200ISO VP15TF同等品以上	10
25	内径ねじ切り用チップ ピッチ2.5	"	MMT16IR250ISO VP15TF同等品以上	10
26	内径ねじ切り用チップ ピッチ3.0	"	MMT16IR300ISO VP15TF同等品以上	10
27	外径溝入れ突っ切り加工用バイトホルダ	"	GYQR2525M00-F20同等品以上	2
28	外径溝入れ突っ切り加工用チップ 巾3mm	"	GY2M0300F020N-MM VP20RT同等品以上	20
29	外径溝入れ突っ切り加工用バイトホルダ	"	GYQR2525M00-H25同等品以上	2
30	外径溝入れ突っ切り加工用チップ 巾5mm	"	GY2M0500H040N-MM VP20RT同等品以上	20
31	内径溝加工用バイト	"	GYAR25R90B-F06同等品以上	2
32	内径溝加工用チップ 巾3mm	"	GY2G0300F020N-MF VP20RT同等品以上	20
33	ハイス 2枚刃エンドミル φ3	"	2MSD0300同等品以上	2
34	ハイス 2枚刃エンドミル φ5	"	2MSD0500同等品以上	2
35	ハイス 2枚刃エンドミル φ10	"	2MSD1000同等品以上	2
36	ハイス 2枚刃エンドミル φ15	"	2MSD1500同等品以上	2
37	ハイス ラフィングエンドミル φ5	"	MRD0500同等品以上	2
38	ハイス ラフィングエンドミル φ10	"	MRD1000同等品以上	2
39	ハイス ラフィングエンドミル φ15	"	MRD1500同等品以上	2
40	粉末ハイス ドリル φ3.3	"	VAPDSD0330同等品以上	2
41	粉末ハイス ドリル φ4.2	"	VAPDSD0420同等品以上	2
42	粉末ハイス ドリル φ5.0	"	VAPDSD0500同等品以上	2
43	粉末ハイス ドリル φ6.8	"	VAPDSD0680同等品以上	2
44	粉末ハイス ドリル φ8.5	"	VAPDSD0850同等品以上	2
45	粉末ハイス ドリル φ10.3	"	VAPDSD1030同等品以上	2
46	ハイススパイラルタップ M4X0.7	ヤマワ	SP-M4X0.7同等品以上	2
47	ハイススパイラルタップ M5X0.8	"	SP-M5X0.8同等品以上	2
48	ハイススパイラルタップ M6X1.0	"	SP-M6X1.0同等品以上	2
49	ハイススパイラルタップ M8X1.25	"	SP-M8X1.25同等品以上	2
50	ハイススパイラルタップ M10X1.5	"	SP-M10X1.5同等品以上	2
51	ハイススパイラルタップ M12X1.75	"	SP-M12X1.75同等品以上	2
52	センタードリル φ3	"	CE-S-3-8同等品以上	2
53	センタードリル φ5	"	CE-S-5同等品以上	2



■建物別面積表

	既存建物	計画建物	合計
敷地面積			118,115.50 m ²
建築面積	11,996.88 m ²	4,729.31 m ²	16,726.19 m ²
延べ面積	18,807.57 m ²	7,254.64 m ²	26,062.21 m ²
建築率			14.17 %
容積率			22.06 %

※本敷地の各境界線より20m以内に、がけ地に該当する地盤形状は存在しない。
 ※計画建物が隣地境界線より5m以上離れていることから延焼線の記入を省略する。
 ※建物間延焼線は平面図による。
 ※道路から計画建物までの距離距離20m以上により道路斜線制限適用外。
 ※建物最高高さ20m以下により隣地斜線制限適用外。



1階平面図
 ※設計GL=370.45
 ※IFL=370.60
 ※特記扉き家の床高はFL±0

<階段リスト>

	階段1	階段2	階段3	階段4	階段5
幅	1,560	1,400	1,560	1,450	1,450
蹴上	175	175	175	175	175
踏面	300	270	300	270	270
踊り場踏幅	1,800	1,200	1,800	2,000	2,000

<平面図凡例>

図記①	特定防火設備 防火スチールシャッター	⊗	床下点検口600x600 SUS 舗付
図記②	特定防火設備 防火シートシャッター	≡	誘導用階段 SUS
図記③	特定防火設備 防火スチールドア	○	警告用点灯 SUS
図記④	特定防火設備 防火スチール窓		
図記⑤	特定防火設備 防火スチールフロントドア		
図記⑥	ホイスドレーン設置予定室(備品工事)		

事務所登録13(005)0137号 一級建築士258651号 鈴木 聖志
(株)鈴木伸幸建築事務所
 代表取締役 鈴木 聖志 住所 福島県白河市明戸85番地の5
 TEL 0248-22-2188 FAX 0248-22-2189

工事名 白河実業・構工業統合校実習棟新築(建築)工事
 図面名称 1階平面図

作成年月日 令和 4年 12月 1日
 縮尺 A1=1:250
 A3=1:500

特記
 図面番号 A-033
 破紙
 組
 出
 一級258651